

民間児童育成会に係る賠償責任保険（対人・対物）及び傷害保険仕様書

札幌市（以下「市」という。）が助成する民間児童育成会において、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とした事業の遂行にあたり、民間児童育成会の設備及び業務遂行によって生じた偶然の事故により、民間児童育成会に在籍する児童の生命及び身体又は財物に損害を与えた場合に、民間児童育成会が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害賠償金等の損害を填補する。また、偶然の事故により傷害が生じた場合に児童に対し通院等を補償する。

1 件名

民間児童育成会に係る賠償責任保険（対人・対物）及び傷害保険

2 保険の対象

民間児童育成会及び民間児童育成会に在籍する児童

※別紙一覧のとおり

3 支払限度額及び免責金額

（1）賠償責任保険

1 事故 1 名あたり（最高） 3,000万円

1 事故（対人・対物ともに）当たり（最高） 3 億円

免責金額 なし

（2）傷害保険

死亡 1 名 100万円 後遺障害（最高）100万円

通院 1 日 1,000円（90日を限度とする。）

入院 1 日 1,500円（180日を限度とする。）

4 保険期間

令和 8 年 5 月 10 日 16 時から令和 9 年 5 月 10 日 16 時まで

※報告が保険期間外であっても、事故発生日が保険期間内である場合は対象となる。

5 保険の補填対象

保険の補填対象は、次に掲げるものとする。

（1）民間児童育成会登録施設で実施する指導中（他所での事業実施を含む）の事故

（2）学校から民間児童育成会への通所途中の事故

（3）民間児童育成会から自宅までの往復での事故

6 保険金を支払わない場合

保険会社は、直接であると間接であるとを問わず、各民間児童育成会が次の各号に掲げる損害賠償を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払わない。

（1）市に法律上の賠償責任のない事故

（2）各民間児童育成会及び各民間児童育成会の職員の故意又は重過失によって生じた賠償責任

（3）戦争、内乱、暴動又は騒擾、労働争議に起因する賠償責任

- (4) 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任
- (5) 各民間児童育成会職員及び施設の修理工事の請負人、その使用人又はその下請負人並びにその使用人が業務中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- (6) 各民間児童育成会が管理する他人の財物の損壊について、その財物の正当な権利を有する者に対する賠償責任
- (7) 各民間児童育成会が発注する工事の請負人等が行う工事に伴う偶然な事故
- (8) 各民間児童育成会と第三者の間に、損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (9) 原子核反応または、原子核の崩壊に起因する賠償責任
- (10) その他保険約款に定める免責事項

7 保険請求手続き等

保険事故が発生した民間児童育成会から札幌市に事故発生状況報告書が提出される。市は、その報告書をFAXにて、当該業務を受託する保険会社へ送付する。

保険会社は、その報告書を基に、保険事故が発生した当該児童の保護者（ただし、職員の保険事故の場合は、当該職員）と保険請求等手続きを直接行う。

なお、保険会社は、事故報告書の送付を受けた案件で保険適用外としたものについては、保険事故が発生した当該児童の保護者のほか、当該児童が所属する民間児童育成会及び市に対し、速やかに、保険適用外とした公の理由書を作成しなければならない。

8 保険料の積算

保険料は、令和7年11月時点の児童数及び令和8年3月の民間児童育成会数から保険料を算定し、年間保険料を確定させるものとする。

なお、市に登録している民間児童育成会の数が拡大または縮小した場合、保険会社は市からの通知をもとに保険料を算定し都度精算する。なお、算定した保険料は事前に市へ通知し、精算することとする。

9 その他

契約内容の解釈の相違を回避するため、双方いずれかが必要としたときには、別途覚書を交わすこと。なお、契約内容に記載のない事項については、別途協議する。

■施設等一覧

区	民間児童育成会名	所在地	児童数	施設の定員数
中央区	どんぐり児童育成会	宮の森2条13丁目7-10	8	35
	共同学童保育所めだか	南11条西23丁目3-21	30	35
	共同学童保育所がんばりっ子クラブ	北1条西26丁目2-6 マルス円山103号室	13	24
	NPO法人トッポクラブ	南12条西17丁目4-17	22	32
	学童保育所コアクラブ	大通西12丁目4-74 大場ビル2階	26	40
	共同学童保育所かがやき	北6条西19丁目22-15	22	40
	協働学童ほいく伏見ぼんたクラブ児童育成会	南18条西16丁目2-3	25	20
北区	ひろっばクラブ児童育成会	北13条西2丁目2-10	35	45
	NPO法人つくしんぼクラブ	北30条西9丁目5-17	36	50
	イルカ児童育成会	新川4条17丁目6-15 プライムビル2階	23	34
	一般社団法人みなば 共同学童保育所スタート	北35条西3丁目2-8 2階	20	24
	屯田すくすく児童育成会	屯田7条4丁目8-1	17	29
	学童保育ポンチセちいさなおうち	北13条西1丁目1-5 エルパティオ五十嵐1階右号室	15	26
	ふうせんクラブ児童育成会	伏古2条5丁目5-8	21	44
東区	一般社団法人共育舎 あおぞら会あおぞらクラブ児童育成会	北25条東19丁目5-13	61	80
	NPO法人児童育成会伏古わんぱくクラブ	伏古10条3丁目9-11	29	28
	一般社団法人丘珠わんぱくクラブ	北丘珠1条2丁目589-27	49	54
	NPO法人もりもり元気クラブ	伏古11条3丁目6-7	32	40
	飛行船児童育成会	北49条東8丁目2-25	67	50
	東苗穂北風クラブ児童育成会	東苗穂13条3丁目20-8	28	31
	かすたねっとクラブ児童育成会	北46条東15丁目4-5	88	115
白石区	共同学童保育所HOME	東苗穂10条2丁目6-10	15	40
	さくらんぼクラブ児童育成会	北郷2条11丁目7-16	29	26
	チボリーノ児童育成会	平和通2丁目北2-4	29	45
	共同学童保育所つくしの子児童育成会	北郷7条7丁目2-27	18	17
	共同学童保育所東札幌かいぞくクラブ	東札幌2条5丁目9-15 第2丸亀ビルコーポラス丸亀1階2号室	26	27
厚別区	大藤学童クラブ	南郷通18丁目北6-4	128	178
	ネバーランド児童育成会	大谷地東5丁目6-7 クレドトリア101号室	22	39
	厚別あゆみクラブ児童育成会	厚別西1条1丁目5-27	49	64
	共同学童保育所あめんぼクラブ	厚別東2条4丁目4-10 第6山岸ハイツ1号室	21	33
	NPO法人キッズクラブ児童育成会	厚別南1丁目8-28 ラークヒルズ渡辺1階	25	40
豊平区	福住児童育成会	福住1条4丁目13-27	23	28
	しらかば台翼クラブ児童育成会	月寒東4条18丁目7-14	44	32
	学童クラブチャランケ	月寒東2条3丁目2-10	28	41
清田区	げんきっこクラブ	平岡4条3丁目17-25	32	42
	たいよっ子クラブ児童育成会	清田6条2丁目23-10	12	30
南区	川沿宇宙船児童育成会	川沿12条2丁目8-16	23	31
	特定非営利活動法人川沿あすなる児童育成会	川沿8条4丁目5-33	15	29
西区	なかよしどろんこクラブ	西野1条9丁目15-1	27	40
	共同学童保育所じゃりん子パワー	発寒1条3丁目4-5 ハシモビル2階	14	34
	山の手みなみクラブ児童育成会	山の手2条10丁目1-20	22	37
	一般社団法人とも育ちの森えぞりす 学童保育所えぞりすクラブ	福井6丁目1	77	95
合計			1346	1824